

【別紙 1】

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○<u>幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例</u> (平成21年 3 月 25 日 条例第10号)</p> <p><u>(設置)</u> 第 1 条 幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、幕別町次世代育成支援対策地域協議会(以下「<u>地域協議会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第 2 条 <u>地域協議会</u>は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第 8 条に規定する市町村行動計画の策定に関すること。</u></p> <p>(2) 前号に規定する計画の推進に関すること。 (3) 子どもの権利に関すること。 (4) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第 1 項各号</u></p>	<p>○<u>幕別町こども施策審議会条例</u> (平成21年 3 月 25 日 条例第10号)</p> <p><u>(設置)</u> 第 1 条 幕別町におけるこども(こども基本法(令和 4 年法律第77号)第 2 条第 1 項に規定するこどもをいう。以下同じ。)に関する施策を総合的に審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として幕別町こども施策審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第 2 条 <u>審議会</u>は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>こども基本法第10条第 2 項に規定する市町村こども計画(同条第 5 項の規定により一体のものとして作成できるとされている次に掲げる計画を含む。)の策定及び変更に関すること。</u> ア <u>次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画</u> イ <u>子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画</u> ウ <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画</u> エ <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第 9 条第 2 項に規定する市町村計画</u> (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。 (3) 子どもの権利に関すること。 (4) <u>子ども・子育て支援法第72条第 1 項各号に掲げる事務の処理に関</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>に掲げる事務の処理に関すること。</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、<u>次世代育成支援対策</u>の推進のために必要なこと。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>地域協議会</u>は、15人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>地域協議会</u>に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、<u>地域協議会</u>を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>地域協議会</u>の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 <u>地域協議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>地域協議会</u>は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 <u>地域協議会</u>の庶務は、<u>保健福祉部</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>地域協議会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>地域協議会</u>が定める。</p>	<p>すること。</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、<u>こどもに関する施策</u>の推進のために必要なこと。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審議会</u>は、15人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>審議会</u>に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、<u>審議会</u>を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>審議会</u>の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 <u>審議会</u>の庶務は、<u>保健福祉部こども課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>審議会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>審議会</u>が定める。</p>

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する
 条例（附則第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 （平成26年9月26日 条例第16号）</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第3条 町長は、<u>幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例</u>（平成21年条例第10号）に基づき設置する<u>幕別町次世代育成支援対策地域協議会</u>の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第49条 略</p>	<p>○幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 （平成26年9月26日 条例第16号）</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第3条 町長は、<u>幕別町こども施策審議会条例</u>（平成21年条例第10号）に基づき設置する<u>幕別町こども施策審議会</u>の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第49条 略</p>

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する
 条例（附則第5条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例 （平成26年9月26日 条例第17号）</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第3条 町長は、<u>幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例</u>（平成21年 条例第10号）に基づき設置する<u>幕別町次世代育成支援対策地域協議会</u> <u>の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者</u>（以下「放課後児童 健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及 び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第21条 略</p>	<p>○幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例 （平成26年9月26日 条例第17号）</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第3条 町長は、<u>幕別町こども施策審議会条例</u>（平成21年条例第10号）に基 づき設置する<u>幕別町こども施策審議会の意見を聴き、放課後児童健全育成</u> <u>事業を行う者</u>（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最 低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することが できる。</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第21条 略</p>